

青森県報

号外第三十一号

平成十九年
三月三十日
(金曜日)

目次

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (経 理 課) ……
青森県物品調達規則の一部を改正する規則…………… (同) ……

告 示

出納長の事務の一部委任の一部改正…………… (経 理 課) ……

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十三号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。
第一条第二号中「吏員」を「職員」に改め、同条第七号中「住宅金融公庫」を削る。

「出納局 局出納員」を「出納局 局出納員」に改め、同条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

第五条の二第二項中「で吏員」を「で知事の補助機関である職員」に、「吏員」を「当該職員」に改める。

第六条第三項中「吏員その他の」を削る。

第八条第一項の表中「出納局 局会計員」を「出納局 局会計員」に改める。

第十二条第一項中「吏員」を「職員」に改める。

第七十六条の見出しを「(財産差押職員証)」に改め、同条中「職員」を「職員」に、「税外諸収入金滞納者財産差押職員証」を「税外諸収入金滞納者財産差押職員証」に改める。

第八十二条に次のただし書を加える。

ただし、当該請求が職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）第十三条第一項に規定する電磁的記録による場合は、この限りでない。

第八十三条中「場合」の下に「(前条ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第三百三十一条中「入札者心得書」の下に「(第三百三十九条の二第一項に規定する電子入札により普通財産(不動産に限る。))の売払を行うことができるシステム(以下「普通財産売払システム」という。))による入札の場合にあつては、知事が別に定めるもの」を加える。

第三百三十二条第一項中「百分の五」の下に「(普通財産売払システムによる入札の場合にあつては、予定価格の百分の一)」を加える。

第三百三十九条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、普通財産売払システムによる入札の場合にあつては、この限りでない。

第四百一条の二第二項中「落札金額」の下に「(普通財産売払システムによる入札の場合にあつては、落札者の氏名及び名称を除く。）」を加え、「ついでには、」

を「対しては」に、「で通知する」を「で通知するものとし、普通財産売払システムによる入札をした者に対しては普通財産売払システムを使用して公表する」に改める。

第五百十一条第一項中「七日」の下に「(普通財産売却システムによる入札の場合にあつては、知事が別に定める日数)」を加える。

第二百六条第二項中「出納局」を「総務部」に改める。

第二百九条、第二百二十一条、第二百二十四条第一項及び第二百二十七条第一項中「出納局事務局長」を「総務部長」に改める。

第二百二十八条第一項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に、「二」を「いずれかに」に改める。

第二百五十一条中「第二百四十六条第一項」を「第二百四十六条」に改める。

第二百五十二条第一項及び第二百五十三条第一項第四号中「出納局事務局長」を「総務部長」に改める。

第二百五十四条第七号中「不動産」を「財産」に改める。

第二百五十八条から第二百六十条までの規定中「出納局事務局長」を「総務部長」に改める。

第二百六十六条第一項、第二百七十四条、第二百八十条第二項、第二百八十七条第三項及び第二百三十三条第一項中「公所の長」の下に「(地域県民局にあつては、各部の長)」を加える。

第三百零四条第二項中「公所の長」の下に「(地域県民局にあつては、各部の長)」を加え、「行なわせ」を「行わせ」に改める。

第三百九条第二項中「公所の長」の下に「(地域県民局にあつては、各部の長)」を加える。

第二百二十六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とする。

第三百三十三條及び第三百五十三條中「県税事務所」を「地域県民局」に改める。

「東青地域県民局

「中南地域県民局

別表第一中 「三八地域県民局」を 「三八地域県民局」に改め、

「西北地域県民局

「上北地域県民局」

「青森県税事務所

「青森県立海洋学院

「青森県立大鰐高等学校」及び「青森県立八甲田高等学校」を削る。

「青森県立海洋学院」
「青森県立大鰐高等学校」及び「青森県立八甲田高等学校」を削る。

別表第四中「特殊教育器具類」を「特別支援教育器具類」に改める。

第一号様式の1の③中 「

契(附)

」を 「

契

」に改める。

第二号様式の(その四)の注の1中「漁業事務所」を「地域県民局の漁業部」に改める。

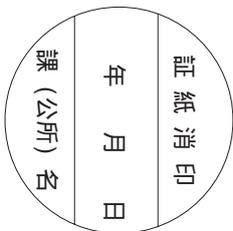
第十号様式の二の(その一)の注の3、同様式の(その二)の注の3、第十一号様式の(その一)の注、同様式の(その二)の注の3、第十一号様式の二の(その二)の注の3、第十二号様式の注の4及び第十四号様式の注の2中「日本工業規格B4」を「日本工業規格A4」に改める。

第十五号様式の注及び第十五号様式の二の注を次のように改める。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。ただし、この大きさにより難しい場合は、この限りでない。

第二十号様式の(その四)中「の長」を「の長」に改める。

第三十号様式の(その一)を次のように改める。
(その1)



注 地域県民局の部にあつては公所名の後に当該部の名称を、公所の下部機関等にあつては公所名の後に当該下部機関等の名称を付すこと。

第三十二号様式の注を次のように改める。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。ただし、この大きさにより難しい

第六十四号様式③の注中「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。
第七十五号様式の(裏)中

「5 送金払の場合は、本書を発行した日から1年を経過すると本書では支払を受けられません。この場合は、出納長に通知してください。」

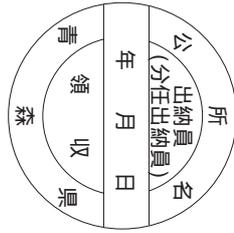
を

「5 送金払の場合は、本書を発行した日から1年を経過すると本書では支払を受けられません。この場合は、出納長に通知してください。」

6 送金払の場合は、運転免許証その他の本人確認書類の提示が必要になります。」に改める。

第八十六号様式の(その二)中「の長」を「の長」に改める。

第八十八号様式の注の3中「課長」を「課長」、「地域県民局にあつては部長」を加える。
第九十号様式を次のように改める。



第九十号様式の注を同注の2と3、同注に1として次のように加える。

1 公所の長の職等は、地域県民局にあつては、部長が行うこと。

第九十九号様式及び第九十四号様式中「田納事務局長」を「総務部長」に改める。
第九十号様式の(その二)の注の1中「本庁」の次に「及び地域県民局」を加える。

第九十七号様式の3中「供用物品払出書」を削る。

第九十七号様式の②中「県技事務所様式」を「地域県民局名」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県財務規則の規定により調製した旅費請求(精算)書及び支払通知書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県物品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十四号

青森県物品調達規則の一部を改正する規則

青森県物品調達規則(昭和三十二年三月青森県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「エネルギー総合対策局長」を削る。

第四条第一項中「指定物品要求書」を「指定物品要求票」に改め、同条第二項中「調達物品要求書」を「調達物品要求票」に、「調達物品交換要求書(第一号様式の二)」を「調達物品交換要求票(第三号様式)」に改める。

第六条中「の規定」を削り、「指定物品要求書」を「指定物品要求票」に、「調達物品要求書」を「調達物品要求票」に、「調達物品交換要求書」を「調達物品交換要求票」に、「行なひ」を「行ひ」に改める。

第七条各号を次のように改める。

- 一 物品納入管理票(第四号様式)
 - 二 供用物品受領書(第五号様式)
 - 三 見積依頼書(第六号様式)
- 第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

第3号様式 (第4条関係)

(その1)

要求課		次長		課長		7/6-7/1-9-	交付課	課	ク	ル	一	ク	員	起案者	年月日
調達物品交換要求票															
支出負担行為額 (交換差額)		納入期限		予定価格											
調達物品交換要求内訳															
区分	①品名	②規格及び単位	③型式・年式	数量	概算単価										
交換に供 する物品	①	②	③		-----										
交換によ り取得す る物品	①	②	③		-----										
年度	繰越区分														
支出科目															
細目															
細目															
物品区分															
経理状況	配当累計額	令達累計額	支出負担行為累計額	残額											
	要求課決裁	調達課受付	調達課発注												
(要求課保管)															

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2)

要求課		出巻局長		経理課長		7/6-7/1-9-	交付課	課	ク	ル	一	ク	員	起案者	年月日
調達物品交換調書															
支出負担行為額 (交換差額)		納入期限		予定価格											
調達物品交換要求内訳															
区分	①品名	②規格及び単位	③型式・年式	数量	単価										
交換に供 する物品	①	②	③		-----										
交換によ り取得す る物品	①	②	③		-----										
年度	繰越区分														
支出科目															
細目															
細目															
物品区分															
経理状況	配当累計額	令達累計額	支出負担行為累計額	残額											
	公金振替金額	調達課決裁	調達課発注	調達課検査											
(契約の相手方)															
要求整理番号 (調達課保管)															

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式 (第7条関係)
(その1) 一般用

要求課		調達整理番号		交付課	
物品納入管理票					
金額	課 納 入 期 限		消費税	価 額	
内 区 分	① 品名	② 規格及び単位	③ 使用目的	数量	単 価
	①			
	②			
	③			
	①			
	②			
	③			
	①			
	②			
	③			
公金振替金額			調達課検査		
(契約の相手方)			要求整理番号		
(要求課保管)					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2) 交換用

要求課		調達整理番号		交付課	
物品納入管理票					
交換差額	課 納 入 期 限		消費税	価 額	
内 区 分	① 品名	② 規格及び単位	③ 型式・年式	数量	単 価
	①			
	②			
	③			
	①			
	②			
	③			
公金振替金額			調達課検査		
(契約の相手方)			要求整理番号		
(要求課保管)					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式 (第7条関係)

(その1) 一般用

供用物品受領書		調達整理番号	
要求課	交付課		
金額			
内 訳			
区分	①品名 ②規格及び単位 ③使用目的	数量	単価 金額
①		
②		
③		
①		
②		
③		
①		
②		
③		
摘要			
物品区分			
(契約の相手方)		供用物品受領記録 (課物品供用員)	調達課 払出し
要求整理番号		(調達課保管)	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2) 交換用

供用物品受領書		調達整理番号	
要求課	交付課		
交換差額			
内 訳			
区分	①品名 ②規格及び単位 ③型式・年式	数量	単価 金額
①		
②		
③		
①		
②		
③		
摘要			
物品区分			
(契約の相手方)		供用物品受領記録 (課物品供用員)	調達課 払出し
要求整理番号		(調達課保管)	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式 (第7条関係)
(その1) 一般用

			要求整理番号	
見 積 依 頼 書				
金額				
内 訳	納 入 期 限			
区 分	①品名 ②規格及び単位 ③使用目的	数量	単 金	価 額
①				-----
②				-----
③				-----
①				-----
②				-----
③				-----
①				-----
②				-----
③				-----
上記により見積りしてください。(提出期限 年 月 日 時)				
青森県出納局経理課長				
備考	調達課担当			
(調達課保管)				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2) 交換用

			要求整理番号	
見 積 依 頼 書				
交換差額				
内 訳	納 入 期 限			
区 分	①品名 ②規格及び単位 ③型式・年式	数量	単 金	価 額
①				-----
②				-----
③				-----
①				-----
②				-----
③				-----
上記により見積りしてください。(提出期限 年 月 日 時)				
青森県出納局経理課長				
備考	調達課担当			
(調達課保管)				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第七号様式及び第八号様式を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百五十六号

昭和四十九年四月一日青森県告示第二百十七号（出納長の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員の項の表中「地域県民局の地域連携室及び部（県税部を除く。）並びに地域県民局以外の」及び「（県税事務所を除く。）」を削り、「事務」の下に「地域県民局県税部の出納員及び」を、「された」の下に「当該地域県民局県税部及び」を加え、「西北地方農林水産事務所（五所川原市に置かれる内部組織及びつがる市に置かれる内部組織（農村整備に係る事務を分掌する内部組織を除く。）に限る。）、「及び及び県税事務所」を削り、

- 「二 税外諸収入金及び歳出入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関する」と。
- 三 支出負担行為の確認に関する事。
- 四 一時取扱金の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関する事。
- 五 物品の出納及び保管に関する事。
- 六 前各号に規定する事務に附帯する事務に関する事。

「二 県税の還付金に係る支出負担行為の確認に関する事。

三 県税及び県税に伴う諸収入金に係る一時取扱金の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関する事。

四 前各号に規定する事務に附帯する事務に関する事。

病院事業の事務に係る出納その他の会計事務。ただし、薬品の出納及び保管に関する事務を除く。

病院事業の事務に係る薬品の出納及び保管に関する事務

青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院の事務局長の職にある出納員又は青森県病院業務財務規則（昭和三十七年四月青森県規則第三十二号）第三十二条第五項に規定する出納員	青森県立中央病院にあつては医療局の薬事事務担当の部長、青森県立つくしが丘病院にあつては医務局長の職にある出納員
---	---

を削り、分任

出納員の項の表中「地域県民局（三八地域県民局を除く。）の地域健康福祉部の福祉総室及び子ども相談総室、健康福祉子どもセンターの福祉部及び子ども相談部」を「東青地域県民局地域健康福祉部子ども相談総室、中南地域県民局地域健康福祉部子ども相談総室、上北地域県民局地域健康福祉部の福祉総室及び子ども相談総室」に改め、

青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院の事務局長の職にある出納員が、出納長の事務の一部を委任された事務のうち支出負担行為の確認に関する事務

青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院の分任出納員

を削る。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭